

## 第3回定例会報告

### 一般質問報告 パート1

#### 「加齢による難聴に伴う補聴器制度について問う」

補聴器補助制度については、昨年の9月議会に市民から請願があがり、全会一致で採択されたことを受け、今年の3月の議会で2023年度制度実施に向け今年度はその準備期間とするとしていました。

#### 補聴器制度には3点の重要な視点が必要

- ① 難聴の人が、相談や検診を通じてできるだけ早期に必要な聞こえの支援・補聴器の必要性を認識し、医療・診断につながるようにすること
- ② 所得に関係なく補聴器を必要とする人が補聴器を購入・確保できるような補助制度とすること
- ③ 購入した補聴器を利用・装用し続けることができるよう、フィッティングの調整やトレーニング、アフターフォローなどの支援の仕組みを整えること

#### ＜市側答弁＞

- 1 補助対象年齢 65歳から
- 2 所得制限はより多くの人ができる設定にすることを考えている
- 3 現物給付については考えていない。
  - ・本人に合った補聴器について医師等と相談して決められるように、現物支給ではなく補助制度を考えている。
  - ・開始時に数の見込みを立てるのが困難、また、保管、管理が困難。
- 4 相談会からアフターフォローの制度設定を考えている。
- 5 市独自の言語聴覚士の配置については、言語聴覚士が少ないこと、また、補聴器に関する経験や技術なども必要になるので市が育成していくことは難しい。

#### ＜市長答弁＞

ただ単純に補聴器の購入を補助するだけではなく、その方の相談にのって、その方にとって適切な補聴器を補助し生活の質を上げて行く事が事業の目的なので、耳鼻咽喉科と連携をはかりながら、使いやすい制度にしていく。アフターフォローも含めてしっかり体制を整えて行くことが必要と考えている。